

平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて

～ 毎月（日）の源泉徴収のしかた ～

平成 29 年 6 月
国 税 庁

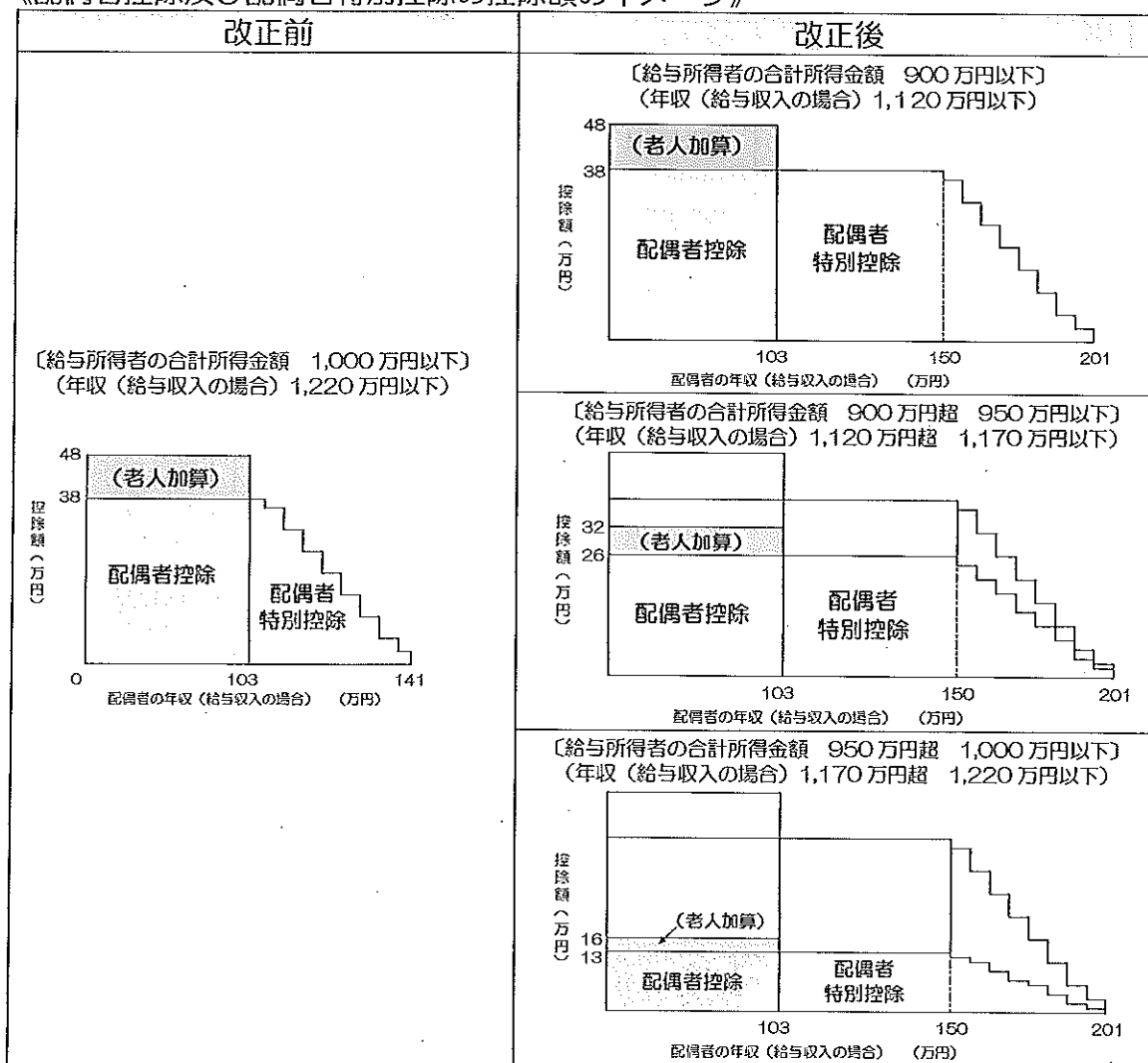
平成 29 年度の税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されました。改正の概要及び平成 30 年 1 月以降の毎月（日）の給与等の支払の際の源泉徴収のしかたは、次のとおりとなります。

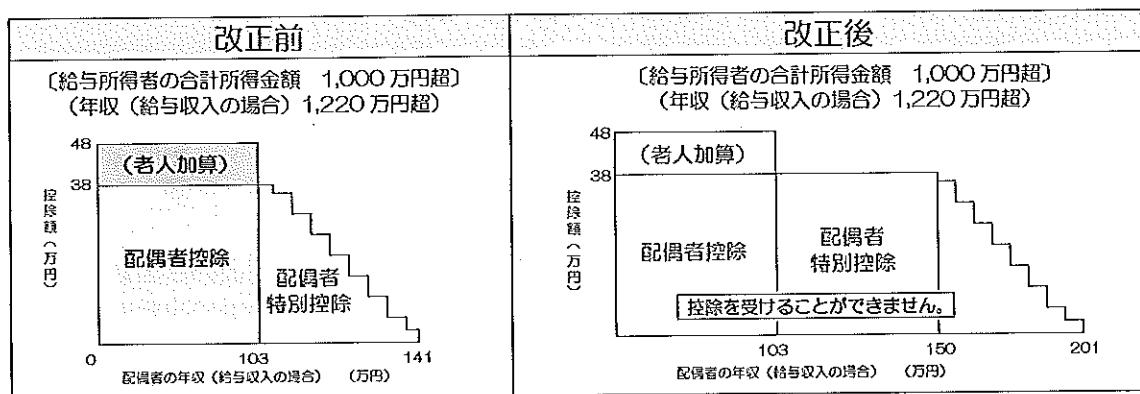
※ 平成 30 年分の年末調整における取扱いについては、後日掲載する予定です（「平成 30 年分年末調整のしかた」等）。

◎ 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

- ① 配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与所得者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました（改正前：給与所得者の合計所得金額の制限無）。
- ② 配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下とされました（改正前：38 万円超 76 万円未満）。

《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額のイメージ》





《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額》

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	1,030,000 円以下
	老人控除対象配偶者	48 万円	32 万円	16 万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38 万円超 85 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	1,030,000 円超 1,500,000 円以下
	85 万円超 90 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円	1,500,000 円超 1,550,000 円以下
	90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	1,550,000 円超 1,600,000 円以下
	95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	1,600,000 円超 1,667,999 円以下
	100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	1,667,999 円超 1,751,999 円以下
	105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	1,751,999 円超 1,831,999 円以下
	110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	1,831,999 円超 1,903,999 円以下
	115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	1,903,999 円超 1,971,999 円以下
	120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	1,971,999 円超 2,015,999 円以下
	123 万円超	0 円	0 円	0 円	2,015,999 円超

(注) 給与所得者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。